



福島原発さいたま訴訟

第16回 口頭弁論

2017年 5/24 (水)

ぜひ傍聴にお越し下さい!

15時開廷

さいたま地裁 101号法廷
(JR浦和駅西口より徒歩10分)

*傍聴希望の方は、14:20までに地裁B棟前にお越し下さい



原告らが失ったものは、
原発事故前の生活そのもの、
その被害の全体像を
正しく判断頂きたい!

☞ 終了後に **報告集会** を行います! 会場: 埼玉総合法律事務所3階会議室 (地裁より徒歩3分)

● 3月22日の第15回期日では、皆様のおかげで傍聴席が満席となりました。本当にありがとうございました。

3月17日、各地で提訴されている福島原発関連の賠償訴訟のうち、はじめての判決が前橋地裁で下されました。判決は、「津波の襲来と全電源喪失は予見できた」として、国と東電の賠償責任を明確に認めたものの、損害額の認定は、被害の全体像を正当に評価したものとは言えない低額に抑えられています。とはいえ「責任論」を勝ち取ったのは大きな一歩。さいたま訴訟では避難者の「損害論」について、故郷を奪われた精神的苦痛、避難生活による精神的被害を、より具体的・包括的に、立証していく予定です。

● それでも国と東電は、一切の責任を認めようとしません!

さいたま地裁・第15回期日で、国と東電は原告側の意見陳述そのものに異議を唱え、裁判所側に却下されました。第4次訴訟から参加した女性原告の涙ながらの意見陳述は、聞くものの胸を打ちました。原発事故による死の恐怖、赤ちゃんを抱えての避難。夫は福島での最前線の仕事で初期被曝推定1000ベクレル以上との診断。住めないマイホームにローンを払い続けなければならない無念。行く先々での中傷、差別、心痛。そして、3月末での借上げ住宅の打ち切りで精神的、経済的に追い詰められ、福島へ戻る決断をしたこと。このような事故が二度と起こらないよう、公正なご判断を、と訴える血のにじむような意見陳述に対し、国と東電は、自らの過失責任を否定しつづけています。さいたま訴訟は、原告の被害を具体的に立証する現地検証や証人尋問、当事者尋問といった山場を迎えようとしています。緊迫した法廷での闘いで、原告への最大の励ましは満員の傍聴席です。ぜひみなさま、傍聴にお運びください!

福島原発さいたま訴訟を支援する会

支援する会の年会は
一口1,000円

会員
募集中!!

カンパも
ぜひ!



会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り感謝いたします。
お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行く報告会の会場費などに使用させていただいております。
これからも支援の輪を広げるべく、頑張っていきたいと思っておりますので今後共どうぞよろしくお願い申し上げます

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を
明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。

(口座番号: 00130-7-550500 郵便振替口座名: 福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 振込先銀行名: ゆうちょ銀行/金融機関コード: 9900 / 店名: 〇一九店 (ゼロイチキューテン) / 店番: 019 / 預金種目: 当座 / 口座番号: 0550500

※個人情報適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 ウェブサイト <http://fukusaishien.com/> 電子メール apply@fukusaishien.com

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582